

令和元年7月1日
高圧ガス保安協会

「平成30年3月30日付け20180323保局第12号」及び「令和元年6月14日付け20190606保局第1号」の制定に伴う「高圧ガス設備製造事業所の大臣認定試験者に係る認定手続きマニュアル7訂版」の取り扱いについて

標記マニュアルの付録1に掲載している通達（P.付1から付96まで）は、以下の改正等が行われています。

つきましては、経済産業省の以下のURLから通達をダウンロードのうえ、ご利用頂きますよう、また、標記マニュアル中の「平成28年2月26日付け20160216商局第4号」は、「平成30年3月30日付け20180323保局第12号」に読み替えてご利用頂きますよう併せてお願い申し上げます。

① 平成30年3月30日付け

付録1の「平成28年2月26日付け20160216商局第4号」が廃止され、「平成30年3月30日付け20180323保局第12号」を制定。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/18032312.pdf

② 令和元年6月14日付け

①の「平成30年3月30日付け20180323保局第12号」を一部改正する「令和元年6月14日付け20190606保局第1号」を制定。

この一部改正は、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改正されることに伴うもので、①の通達の様式に係る備考の「日本工業規格A4」が「日本産業規格A4」に改正されたものです。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/3995_001.pdf

以上